

審査中の請原願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局地域教育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1陳情第10号 江東区放課後こどもプランの拡充を求める陳情 (同趣旨の陳情外1件 1陳情第20号)</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>(1) 学童クラブ、江東きっずクラブB登録を希望する児童が、待機することなく全員受け入れられるようすること</p> <p>(2) 江東きっずクラブは、あくまでも江東区放課後こどもプランの総称とし、これまでのA登録、B登録は放課後こども教室、学童クラブの事業名称で存続させること</p> <p>(3) B登録でタイムシェアを行っているところについては、直ちに専用スペースを確保すること。また、学校内での確保が難しい場合は、近隣の学童クラブその他の施設及び公有地等を活用し、増設すること</p> <p>(4) B登録の専用スペースは、放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準にのっとり、児童1人当たり 1.65 平方メートル以上とすること</p> <p>(5) 改正児童福祉法では、6年生までを放課後児童健全育成事業の対象としているため可能なところから4年生以上の受け入れをすること</p> <p>(6) 既存の学童クラブを廃止せず、江東区放課後こどもプランの充実、拡充に充てるこ</p> <p>(7) 17時以降に育成事業を必要とする児童は、A登録のB登録ス</p>	<p>1 審査経過 令和元年 6月19日 令和元年10月 8日 令和元年12月 4日 令和2年 3月 9日</p> <p>2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。</p> <p>(1) 小学校の増改築の機会を捉え、必要な育成室面積を確保できるよう調整する。</p> <p>(2) 放課後こどもプランの方針を踏まえ、令和2年度より、「放課後こども教室」と「学童クラブ」の総称を「きっずクラブ」とした。A登録、B登録の名称は条例に規定し、事業趣旨を継承している。</p> <p>(3) 1クラブの1単位のみ、学校と調整しながらタイムシェアを行っているが、事業実施時間中はクラブ専用に使用している。</p> <p>(4) 従前より、基準通りの面積を確保している。</p> <p>(5) 障害など配慮を必要とする高学年児童の受け入れに努める一方、保留児童のさらなる発生や、地域間の公平性の担保が必要であることから、低学年児童の受け入れに注力している。</p> <p>(6) B登録の保留児童の受け皿などとして機能している学校外クラブを廃止する考えはない。</p> <p>(7) 本区の児童数等の現状を踏まえ、現実的かつ即効的な対応として、17時以降、保護者の疾病や急用な</p>	

<p>ポット利用ではなく、学童クラブ・B登録として受け入れること。また、放課後児童支援員の複数配置を継続すること</p> <p>(8) 放課後こども教室、学童クラブのこどもたちに児童の権利に関する条約が掲げる権利を保障し、同時に文化的な生活、芸術に自由に参加できるよう、活動内容の充実を図ること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年5月31日（1陳情第10号） 令和元年6月3日（1陳情第20号）</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>ど、突発的な事案に対応することを主たる目的に令和2年度からA登録にスポット利用を導入している。職員配置については従前より省令及び条例に則り配置している。</p> <p>(8) 放課後こどもプランの冒頭において、区が目指す放課後支援事業の姿として、当該条約の理念を踏まえることとしている。</p>	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

審査中の請原頁・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1陳情第12号 幼稚園廃園計画の見直しを求める陳情	1 審査経過 令和元年 6月19日 令和元年 8月26日 令和元年10月 8日 令和元年12月 4日 令和2年 3月 9日	
2 請願・陳情の趣旨 江東区立幼稚園の今後の方向性の適正配置（廃園）を中止するよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 区立幼稚園4園の廃園については、園児数が減少傾向にあるため、現時点で見直しを行う考えはないが、「区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」に係る実施計画については、最新の将来推計や、令和2年度より開始する3歳児保育及び預かり保育の実施状況を踏まえながら、検討を行っていく。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年5月31日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

糸続審査中の請原題・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第16号 子育て支援の一環として小中学校給食費の助成を求める陳情	1 審査経過 令和元年 6月19日 令和元年10月 8日 令和元年12月 4日 令和2年 3月 9日	
2 請願・陳情の趣旨 小中学校給食費の助成について、全額助成が望ましいが、半額助成など段階的に進めることも考慮して推進するよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 学校給食の経費負担については、学校給食法で、施設整備や人件費について学級設置者の負担、それ以外の費用は児童・生徒の保護者の負担と定められている。 この規定ならびに受益者負担の考え方から、一律の助成は行っていないが、低所得者世帯への対応として、生活保護と就学援助の制度により、全額を援助している。 助成のあり方については、引き続き国や他自治体の動向を注視していく。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月3日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局指導室

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第21号の2 保育園・幼稚園児童等の散歩や園外活動の安全を求める陳情	1 審査経過 令和元年 6月19日 令和元年10月 8日 令和元年12月 4日 令和2年 3月 9日	◎参考 (厚生委員会付託分) 1 保育園の園外活動で使用する区道については、歩道と車道の分離を行うこと 2 ガードレールや信号機、標識の設置など、保育園から公園への往来の安全確保について、関係機関と連携して有効な対策をとること 3 安全確保に必要な保育士の配置など保育園職員の増配置を進めること 4 今後の保育園整備について、幹線道路を渡らずに済むこと、園庭のある保育園であることを、区独自の必要条件とすること
2 請願・陳情の趣旨 幼稚園や小学校の園外・郊外活動で使用する道路の歩道と車道の分離のほか、ガードレールや信号機、標識の設置など、こどもたちの安全確保をしてください。	2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 毎月一回、安全指導日を設け、こどもたちに交通安全等の指導を実施している。園外活動は、事前に実地踏査を行い、安全等の確認を行った上で実施している。 また、保護者、学校、教育委員会、警察、道路関係者で構成する「江東区通学路交通安全対策連絡会」を開催し、通学路の安全点検を実施し、安全確保に努めている。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月3日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

未決済審査中の請原願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1陳情第22号 幼稚園廃園計画の中止を求める陳情	1 審査経過 令和元年 6月19日 令和元年 8月26日 令和元年10月 8日 令和元年12月 4日 令和2年 3月 9日	
2 請願・陳情の趣旨 江東区立幼稚園の今後の方向性の適正配置（廃園）を中止するよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 区立幼稚園4園の廃園については、園児数が減少傾向にあるため、現時点で見直しを行う考えはないが、「区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」に係る実施計画については、最新の将来推計や、令和2年度より開始する3歳児保育及び預かり保育の実施状況を踏まえながら、検討を行っていく。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月3日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

未実施審査中の請原願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1陳情第40号 区立幼稚園4園の廃園計画の中止を求める陳情	1 審査経過 令和元年 8月26日 令和元年10月 8日 令和元年12月 4日 令和2年 3月 9日	
2 請願・陳情の趣旨 適正配置等を理由とする区立幼稚園4園の廃園計画を中止し、再検討をするよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 区立幼稚園4園の廃園については、園児数が減少傾向にあるため、現時点で見直しを行う考えはないが、「区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」に係る実施計画については、最新の将来推計や、令和2年度より開始する3歳児保育及び預かり保育の実施状況を踏まえながら、検討を行っていく。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月18日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

系迷続審査中の請原題：陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局地域教育課

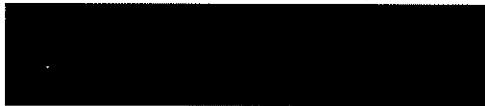
件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1陳情第45号 江東区放課後こどもプランの拡充を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>(1) 学童クラブ、江東きっずクラブB登録を希望する児童が、待機することなく全員受け入れられるようにすること</p> <p>(2) 江東きっずクラブは、あくまでも江東区放課後こどもプランの総称とし、これまでのA登録、B登録は、放課後こども教室、学童クラブの事業名称で存続されること</p> <p>(3) B登録でタイムシェアを行っているところについては、直ちに専用スペースを確保すること。また、学校内での確保が難しい場合は、近隣の学童クラブその他の施設及び公有地等を活用し、増設すること</p> <p>(4) B登録の専用スペースは、放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準にのっとり、児童1人当たり 1.65 平方メートル以上とすること</p> <p>(5) 改正児童福祉法では、6年生までを放課後児童健全育成事業の対象としているため可能なところから4年生以上の受け入れをすること</p> <p>(6) 既存の学童クラブを廃止せず、江東区放課後こどもプランの充実、拡充に充てるこ。</p> <p>(7) 17時以降に育成事業を必要とする児童は、A登録のB登録スポット利用ではなく、学童クラブ・B登録として受け入れること</p>	<p>1 審査経過 令和元年10月 8日 令和元年12月 4日 令和2年 3月 9日</p> <p>2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。</p> <p>(1) 小学校の増改築の機会を捉え、必要な育成室面積を確保できるよう調整する。</p> <p>(2) 放課後こどもプランの方針を踏まえ、令和2年度より、「放課後こども教室」と「学童クラブ」の総称を「きっずクラブ」とした。A登録、B登録の名称は条例に規定し、事業趣旨を継承している。</p> <p>(3) 1クラブの1単位のみ、学校と調整しながらタイムシェアを行っているが、事業実施時間中はクラブ専用に使用している。</p> <p>(4) 従前より、基準通りの面積を確保している。</p> <p>(5) 障害など配慮を必要とする高学年児童の受け入れに努める一方、保留児童のさらなる発生や、地域間の公平性の担保が必要であることから、低学年児童の受け入れに注力している。</p> <p>(6) B登録の保留児童の受け皿などとして機能している学校外クラブを廃止する考えはない。</p> <p>(7) 本区の児童数等の現状を踏まえ、現実的かつ即効的な対応として、17時以降、保護者の疾病や急用など、突発的な事案に対応することを主たる目的に令</p>	

と。また、放課後児童支援員の複数配置を継続すること
(8) 放課後こども教室、学童クラブのこどもたちに児童の権利に関する条約が掲げる権利を保障し、同時に文化的な生活、芸術に自由に参加できるよう、活動内容の充実を図ること

3 請願・陳情の受理年月日

令和元年6月27日

4 請願・陳情者住所氏名



和2年度からA登録にスポット利用を導入している。職員配置については従前より省令及び条例に則り配置している。

(8) 放課後こどもプランの冒頭において、区が目指す放課後支援事業の姿として、当該条約の理念を踏まえることとしている。

糸迷糸完審査中の請原題・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第46号 幼稚園廃園計画の見直しを求める陳情	1 審査経過 令和元年10月 8日 令和元年12月 4日 令和2年 3月 9日	
2 請願・陳情の趣旨 江東区立幼稚園の今後の方向性の適正配置（廃園）を中止するよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 区立幼稚園4園の廃園については、園児数が減少傾向にあるため、現時点で見直しを行う考えはないが、「区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」に係る実施計画については、最新の将来推計や、令和2年度より開始する3歳児保育及び預かり保育の実施状況を踏まえながら、検討を行っていく。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月27日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

系続審査中の請原・陳情について(文教委員会)

教育委員会事務局地域教育課

件 名	委 員 会 審 査 の 經 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第49号 私立学童クラブへの補助金を江東区放課後こどもプランに位置づいた事業としてふさわしい水準への改善を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 江東区私立学童クラブに関する趣旨（1）から（3）の事項について区に働きかけるとともに、当該学童クラブ運営事業補助要綱について趣旨（4）～（7）の事項のとおり見直すよう、区に働きかけてください。</p> <p>(1) 4年生から6年生までの在籍児童を、補助対象にすること (2) パート職員の人事費単価について、最低賃金が改定された際には、年度が替わるのを待たずに直ちに是正すること (3) 国が実施している放課後児童支援員等処遇改善事業を適用し、私立学童クラブへの補助金を増額すること (4) 補助対象職員の給与額を「1カ月 20万円×14.4カ月以上」にすること (5) パート職員の人事費単価を現状の1時間 990円から1,000円以上にすること (6) 学校休業日対応の臨時職員の賃金を現状の「年 45日×5時間×1名」から、実際の学校休業日にあわせた日数、時間及び指導員数にすること (7) 障害児保育担当職員を一律1名から、実際の在籍児童数に合わせて増員すること</p>	<p>1 審査経過 令和元年10月 8日 令和元年12月 4日 令和2年 3月 9日</p> <p>2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。</p> <p>(1) 区の事業との整合性を図ることから、1年生から3年生の児童を補助対象としている。 (2) 区の他の様々な補助事業も含め、区の人事費単価改定の考え方に対応している。 (3) 国の当該事業の適用については、引き続き検討課題と認識している。 (4) ～(6) 補助金については、私立学童クラブが支払う給与などに対する一部を補助する制度であると認識している。 (7) 障害の度合いは様々であり、実態を算出しがたいこともあるが、上記のとおり、補助金については、私立学童クラブが支払う給与などに対する一部を補助する制度であると認識している。</p>	

3 請願・陳情の受理年月日

令和元年9月4日

4 請願・陳情者住所氏名

A large black rectangular redaction box covering the address and name information for question 4.

系続審査中の請原題・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第55号 江東区立幼稚園の民営化をしないことと、3年保育の拡充を求める陳情	1 審査経過 令和元年10月 8日 令和元年12月 4日 令和2年 3月 9日	
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 1 こどもの個性、自主性、自律性を尊重する高水準の教育を提供する区立幼稚園の民営化は行わないこと 2 一部で開始される区立幼稚園の3年保育を全ての幼稚園で実施すること	2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 1 令和6年度までの「区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」に係る実施計画においては、区立幼稚園を民営化する方針は示していないが、認定こども園への転換については、区立・私立のいずれの運営形態とするか、検討を進めていく。 2 3歳児保育の拡大については、令和2年4月から開始する2園での実施状況を確認しながら、保護者のニーズに応えていくという方針のもと、検討を行っていく。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年9月9日		
4 請願・陳情者住所氏名 		

審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局教育支援課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第56号の2 発達障害者支援法に従い、こどもから成人までの発達障害者を手厚く支援することを求める陳情	1 審査経過 令和元年10月 8日 令和元年12月 4日 令和2年 3月 9日	◎参考 (厚生委員会付託分) 1 発達障害者支援法に基づく体制を拡充すること 2 昭和大学江東豊洲病院に発達障害外来等を整備すること 3 全ての公務員等に対して発達障害者への合理的配慮を徹底させること
2 請願・陳情の趣旨 (1) 学校教育の場での徹底したサポート体制やいじめ防止、学習支援の拡充が必要。 (2) 発達障害者で、特別支援学級を希望する場合には、希望を尊重してほしい。	2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 (1) 学習支援員の配置等、学校現場におけるサポート体制の充実に努めるとともに、学校全体をあげてのいじめ防止対策を進めている。 (2) 発達障害のあるこどもへの支援は、特別支援教室等で必要な支援を講じている。特別支援学級は知的障害のあるこどもを対象に支援を行う学級であり、発達障害に対する支援とは支援内容が異なる。今後も、障害種別に応じた適切な支援を行える学級への就学相談を進めていく。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年9月9日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

未決定審査中の請原・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局庶務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1陳情第57号 江東区における江東区立中等教育学校、高等学校の設置に係る陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 区内に「中等教育学校」「高等学校」を新設し、区民である児童・生徒を優先的に受け入れ、多様な進学ニーズに対応できる高度な教育を提供することを求める。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年9月9日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和元年10月 8日 令和元年12月 4日 令和2年 3月 9日</p> <p>2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 学校教育法では市町村は区域内に小中学校を設置しなければならないと規定されており、基礎的自治体としては義務教育を担うものとしている。 一方、高等学校については国が普通科の見直しを示すなど、学習の方向性に応じた細分化が進むと見込まれており都道府県単位の広域的な議論が必要ではないかと考える。都内にはさまざまな都立高校があり、高等教育を受ける機会は保障されていると認識しており、区独自で高等学校等を設置する必要性は極めて低い。</p>	

系連系壳審査中の請原題・陳情について(文教委員会)

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第60号の2 保育の無償化・待機児童解消・保育士の処遇改善のための必要な措置を求める陳情	1 審査経過 令和元年10月 8日 令和元年12月 4日 令和2年 3月 9日	◎参考 (厚生委員会付託分) 1 保育における給食、食育の重要性や、子どもの貧困状況などを鑑み、全ての子どもの食材費を公費負担とすること 3 指導監督基準を下回る認可外保育施設・事業を無償化の対象外とすること 4 保育現場の実態に即した人員配置を保障する区独自の予算措置と制度構築を行うこと
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 2 幼児教育における給食、食育の重要性や、子どもの貧困状況などを鑑み、全ての子どもの食材費を公費負担とすること	2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 幼稚園については幼保無償化前から主食費・副食費ともに実費徴収であったこと、また、給食の提供を義務としている保育園とは異なり、給食の有無や回数・提供方法などもさまざまであるなど、給食の位置づけが異なっていることから、食材費の公費負担を行っていない。なお、低所得者世帯等への対応として、副食費を免除する事業を令和元年10月から開始している。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年9月10日		
4 請願・陳情者住所氏名 		

系続審査中の請原題・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局指導室

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1陳情第64号 2020年夏休み中の林間学校・臨海学校の中止の撤回を求める陳情	1 審査経過 令和元年12月 4日 令和2年 3月 9日	
2 請願・陳情の趣旨 2020年の夏休み期間中における林間学校、臨海学校の中止を撤回するよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 小学校5年生の夏季宿泊行事は、教育課程外の任意参加の宿泊行事であるため、保護者の同意のもと実施をしている。場所の選定、交通手段の確保については各学校が行っている。 校長会から次年度の実施が難しいことについて相談を受け、よりよい方策について一緒に検討を重ねた結果、こどもたちの心に残る自然体験学習を日帰りで実施し、内容等については、各学校で検討をすることになっている。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年10月1日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

系迷系壳審査中の請原頁・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局指導室

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 請願第2号 2020年度江東区立小学校第5学年の宿泊行事について中止せず、代替の時期や別案で対応するよう求める陳情	1 審査経過 令和元年12月 4日 令和2年 3月 9日 2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 学校長から事前にPTAへの説明を行い、保護者会等で周知を行ってきた。宿泊の代わりに、こどもたちの心に残る体験ができるよう日帰りの自然体験学習を実施し、各学校で内容を工夫することになっている。 実施の可否については、校長会がバス会社等と確認しながら、今年の始めから協議を重ね結論に至った。 小学校5年生の夏季宿泊行事は、教育課程外の任意参加の宿泊行事であるため、保護者の同意を得て参加するものであり、小学校6年生の移動教室と違い、授業の位置づけではなく、参加しなくとも欠席扱いとはならない。夏季休業中の行事のため、場所の選定、交通手段の確保は、教育委員会ではなく各学校が行っている。 本区では、計画的にオリンピック・パラリンピック教育を進めており、オリンピック憲章やオリンピズムの根本原則の理念に反することはない。また、全ての学校が、学習指導要領に則り、適正に教育課程を編成し、計画的に教育を実施しており、教育を受ける権利の侵害にはあたらない。さらには、運動会や学芸会、展覧会等、特色ある教育活動を工夫して実施しており、子どもの権利条約の侵害にはあたらない。	
2 請願・陳情の趣旨 (1) 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会を理由に、2020年度の江東区立小学校第5学年の宿泊行事を見合わせず、夏季以外の時期で実施するよう区に働きかけてください。 (2)代替措置として、日帰り自然体験学習を実施する案を日帰りではなく、宿泊行事として実施するよう区に働きかけてください。		
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年11月1日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

審査中の請原題・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局指導室

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第67号 2020年夏休み中の林間・臨海学校について中止せず、代替の時期や別案で対応するよう求める陳情	1 審査経過 令和元年12月 4日 令和2年 3月 9日 2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 小学校5年生の夏季宿泊行事は、教育課程外の任意参加の行事であるため、保護者の同意を得て参加をするものであり、場所の選定、交通手段の確保については学校毎に行っている。 校長会から次年度の実施が難しい状況であることについて相談を受け、よりよい方策について一緒に検討を行ってきた。 PTAには、各校長から事前に周知をしており、保護者会等にて校長より説明を行っている。児童には、各担任から説明を行っている。 教育課程外の宿泊行事は、以前から実施していない区も多くあり、次年度の中止を決定した区もある。 日帰りの自然体験学習を実施し、こどもたちの心に残る体験となるよう工夫していく予定である。	
2 請願・陳情の趣旨 2020年夏休み中の林間学校・臨海学校は中止せず、代替の時期や別案で対応するよう、区に働きかけてください。		
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年11月13日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

系迷系壳審査中の請原頁・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局指導室

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第68号の2 江東区内における不登校の子どもの居場所に関する陳情	1 審査経過 令和元年12月 4日 令和2年 3月 9日	◎参考 (区民環境委員会付託分) 毎週火曜日、青少年交流プラザにて開設している「当事者のための居場所」を拡充し、対象年齢をあげ、小学生から利用できるようにすること。また、開設日時を増やすこと。
2 請願・陳情の趣旨 江東区内に不登校の子どもが安心して過ごせる居場所を開設してください。	2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 各学校では、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、一人一人の状況を把握するとともに、スクールカウンセラーが子どもや保護者の悩みに対応するなど、組織的な相談体制を構築し不登校の未然防止に努めている。 不登校の子どもたちには、スクールソーシャルワーカーが、学校と家庭との接続を図るだけでなく、関係機関との連携を進めるなど、個別の状況に応じた対応を丁寧に行っている。 教育委員会では、ブリッジスクールを開設し、不登校の子どもたちへの個別の学習指導、体験活動、相談活動等を通して、学ぶことの大切さへの理解や、自立心や社会性を身に付けることを目的とした取組を行っている。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年11月19日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

糸田系亮審査中の請原頁・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 2陳情第6号 2020年4月からの小中学校の給食費の値上げをやめ、据え置きを求める陳情	1 審査経過 令和2年 3月 9日 2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 令和2年4月の給食費改定は、学校給食法において保護者負担とされている食材費について、食材価格の上昇、学校給食摂取基準の改正、新学習指導要領に対応するための給食回数増の理由から行うものであり、予定どおり実施する考えである。なお、低所得者世帯への対応として、生活保護と就学援助の制度により、全額を援助している。	
2 請願・陳情の趣旨 2020年4月からの小中学校の給食費の値上げをやめ、据え置きとするよう、区に働きかけてください。		
3 請願・陳情の受理年月日 令和2年2月7日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

系迷系壳審査中の請原項・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 2 陳情第10号 給食費値上げ中止に関する陳情	1 審査経過 令和2年 3月 9日	
2 請願・陳情の趣旨 給食費の値上げを中止するよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 令和2年4月の給食費改定は、学校給食法において保護者負担とされている食材費について、食材価格の上昇、学校給食摂取基準の改正、新学習指導要領に対応するための給食回数増の理由から行うものであり、予定どおり実施する考えである。 なお、低所得者世帯への対応として、生活保護と就学援助の制度により、全額を援助している。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和2年2月10日		
4 請願・陳情者住所氏名 		